

女性活躍推進法に基づく
一般事業主行動計画（第一期）

株式会社リニエール
(令和3年12月28日策定)

職業生活において、女性の個性と能力が十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年1月1日 ～ 令和6年7月31日までの2年7か月間

2. 内容

目標1：女性労働者の40か月以上継続勤務者の人数を、取組前の46人から50人に増やす。

<取組>

- 令和4年1月～ 所定外労働を削減するための措置の検討に着手
外部の無料相談窓口の活用を検討
- 令和4年3月～ 所定外労働を削減するための措置を決定
外部の無料相談窓口の活用を決定
- 令和4年4月～ ストレスチェックの利活用を促進する
外部の無料相談窓口を設置し社員に周知
- 令和4年5月～ 所定外労働を削減するための措置を導入し社員に周知
- 令和5年7月～ 所定外労働の削減目標を定め社員に周知
組織のトップから長時間労働是正に関する強いメッセージの発信